

第2節 自動車交通対策

1 現況

自動車の燃料にはガソリンや軽油等が使用されており、排出ガス中には、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素、硫黄酸化物、粒子状物質、窒素酸化物、ベンゼン等の有害物質が含まれています。

近年、低公害車の普及にともない、大気の状態は改善傾向にあります。

本市では、2カ所の自動車排ガス測定局で自動車排出ガスによる大気汚染の状況を常時監視している他、3地点でベンゼン等の揮発性物質のモニタリングを実施しています。

一酸化炭素は環境基準を達成しており、ここ10年で見ると緩やかな減少傾向にあります。

二酸化窒素もこれまで環境基準を達成しており、減少傾向です。

浮遊粒子状物質も年々減少傾向にあり、環境基準を達成しています。また、浮遊粒子状物質については、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局の間で、測定値の差がほとんど見られなくなっており、自動車の排気ガスによる影響は小さくなっていると思われます。

平成21年度(2009年度)までは、沿道の調査地点でベンゼン濃度が環境基準値を超える状況が続いていましたが、平成22年度(2010年度)以降は全ての調査地点で環境基準を達成しています。一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局の測定結果の詳細については、第1章「大気汚染状況の調査」を参照ください。

2 対策

令和2年度(2020年度)に当課が実施した主な取組みは、市公用車への低公害車等の導入促進です。

(1) 低公害車等の導入促進

環境への負荷が少なく地球温暖化防止にも有効な低公害・低燃費車の普及促進を図るため、平成14年度に「熊本市グリーン購入指針」を定め、公用車を導入する際は、低排出ガス車・低燃費車を調達するよう努めています。導入を推奨する公用車の排出ガス認定基準や低燃費基準等については随時見直しを行い、より環境負荷の少ない車への転換を進めています。(表3-2-1)

表3-2-1 令和2年度(2020年度)末の低公害車等の導入状況

種類	台数	内訳
電気自動車(EV)	1台	普通乗用車1台 (平成31年(2019年)2月熊本日産自動車株式会社から寄贈)
ハイブリッド車	18台	普通乗用車3台、小型乗用車15台 (低排出基準超過分除く)
低排出ガス認定車* &燃費基準達成車*	1台	普通乗用車1台
計	20台	

※指針に規定する低排出ガス認定車とは、乗車定員10人以下のガソリン車において平成30年(2018年)排出ガス基準50%低減又は平成17年(2005年)排出ガス基準75%低減並びに小型貨物車において平成17年(2005年)排出ガス基準75%低達成車

※指針に規定する燃費基準達成車とは、乗車定員10人以下のガソリン車において令和2年(2020年)燃費基準又は小型貨物車において平成27年度(2015年度)燃費基準達成車

